



津山工業高等専門学校校報

第 1 1 4 号 平成 1 9 年 5 月 2 2 日 発行
(平成 1 8 年 1 2 月 1 日 ~ 平成 1 9 年 3 月 3 1 日)

目 次

校内諸規則

津山工業高等専門学校学則の一部を改正する学則（平成19年学則第1号）-----	2
津山工業高等専門学校施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程（平成18年規程第59号）-----	3
津山工業高等専門学校危機管理規程（平成18年規程第60号）-----	4
津山工業高等専門学校教職員ネームプレート着用規程の一部を改正する規程（平成18年規程第61号）-----	5
津山工業高等専門学校教職員ネームプレート着用規程の一部を改正する規程（平成19年規程第1号）-----	7
津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程の一部を改正する規程（平成19年規程第2号）-----	8
津山工業高等専門学校学外実習実施規程の一部を改正する規程（平成19年規程第3号）-----	10
津山工業高等専門学校危機管理細則（平成19年細則第1号）-----	10

人事異動-----	11
-----------	----

主要日誌-----	12
-----------	----

諸 報-----	13
----------	----

J S E C 2 0 0 6 優秀賞受賞-----	13
----------------------------	----

年金セミナー-----	13
-------------	----

学生募集（専攻科後期学力入試）-----	13
----------------------	----

学生募集（本科推薦入試）-----	14
-------------------	----

第 6 回日本情報オリンピック-----	14
----------------------	----

第 3 回 F D 研修会-----	14
--------------------	----

学生募集（本科学力入試）-----	14
-------------------	----

第 4 回 F D 研修会-----	14
--------------------	----

教職員のレクリエーション行事について-----	14
-------------------------	----

教職員のレクリエーション行事について-----	15
-------------------------	----

留学生実地見学-----	15
--------------	----

卒業式・専攻科修了式-----	15
-----------------	----

平成 1 8 年度卒業生・修了生の優秀賞等の表彰-----	15
-------------------------------	----

文献情報検索システム講習会-----	16
--------------------	----

平成 1 8 年度国立高等専門学校機構在外研究員-----	16
-------------------------------	----

第 2 8 回中国地区高等専門学校文化連盟美術部合同展示会-----	16
------------------------------------	----

有識者懇話会-----	16
-------------	----

退職者永年勤続者表彰式及び感謝状贈呈式-----	16
--------------------------	----

共同研究-----	17
-----------	----

寄附金-----	17
----------	----

工事関係-----	17
-----------	----

校内諸規則

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 制定番号 | 学則第1号 |
| 2 | 規程の名称 | 津山工業高等専門学校学則の一部を改正する学則 |
| 3 | 制定年月日 | 平成19年1月30日 |
| 4 | 制定者 | 津山工業高等専門学校長 阿部 武治 |
| 5 | 改正理由 | 1)学校教育法の一部改正に伴い、学則の整備を図るため。
2)入学料の徴収猶予を許可された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者に対する除籍の取扱いを定めるため。 |

津山工業高等専門学校学則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>第8条 本校に、校長、教授、<u>准教授</u>、講師、<u>助教</u>、事務職員及び技術職員を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>第9条～第47条 省略</p> <p>第47条の2 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。</p> <p>(1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者</p> <p>(2) 学年の課程修了が見込めない者</p> <p>(3) 第21条の2 に規定する休学期間を超えてなお修学できない者</p> <p>(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者</p> <p>(5) 第17条第3項に規定する入学料免除又は徴収猶予の願書を受理された者のうち、免除<u>若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者</u>で、所定の期日までに入学料を納付しない者</p> <p>第48条～第54条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は、平成19年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>第8条 本校に、校長、教授、<u>助教授</u>、講師、<u>助手</u>、事務職員及び技術職員を置く。</p> <p>2 省略</p> <p>第9条～第47条 省略</p> <p>第47条の2 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。</p> <p>(1) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者</p> <p>(2) 学年の課程修了が見込めない者</p> <p>(3) 第21条の2 に規定する休学期間を超えてなお修学できない者</p> <p>(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者</p> <p>(5) 第17条第3項に規定する入学料免除又は徴収猶予の願書を受理された者のうち、免除<u>又は徴収猶予を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者</u>で、所定の期日までに入学料を納付しない者</p> <p>第48条～第54条 省略</p> <hr style="width: 20%; margin: 10px auto;"/>

- 1 制定番号 規程第59号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年4月1日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部 武治
- 5 改正理由 各種委員会の再編に伴う関連規程の整備

津山工業高等専門学校施設の有効活用に関する規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条 省略 (施設の調査)</p> <p>第2条 第1条の目的を推進するため、津山工業高等専門学校<u>運営会議</u>(以下「<u>運営会議</u>」という。)は、既存施設の活用状況を把握するため、校内の施設を調査するものとする。</p> <p>(施設使用の再編)</p> <p>第3条 <u>運営会議</u>は、前条の調査の結果、施設使用の再編の必要を認めた場合は、関係学科等に事情聴取を行った上で、施設使用の再編計画を作成するものとする。</p> <p>2 関係学科等は、前項で作成された施設利用の再編計画の実施に努めなければならない。</p> <p>(調査等の委嘱)</p> <p>第4条 <u>運営会議</u>は、必要に応じ施設の活用状況等の調査及び評価について、学外の者に委嘱することができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、<u>運営会議</u>が別に定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 同左 (施設の調査)</p> <p>第2条 第1条の目的を推進するため、津山工業高等専門学校<u>施設設定委員会</u>(以下「<u>委員会</u>」という。)は、既存施設の活用状況を把握するため、校内の施設を調査するものとする。</p> <p>(施設使用の再編)</p> <p>第3条 <u>委員会</u>は、前条の調査の結果、施設使用の再編の必要を認めた場合は、関係学科等に事情聴取を行った上で、施設使用の再編計画を作成するものとする。</p> <p>2 関係学科等は、前項で作成された施設利用の再編計画の実施に努めなければならない。</p> <p>(調査等の委嘱)</p> <p>第4条 <u>委員会</u>は、必要に応じ施設の活用状況等の調査及び評価について、学外の者に委嘱することができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、<u>委員会</u>が別に定める。</p> <hr style="width: 10%; margin: 10px auto;"/> <hr style="width: 80%; margin: 10px auto;"/>

津山工業高等専門学校規程第60号

津山工業高等専門学校危機管理規程を次のように定める。

平成18年12月25日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

津山工業高等専門学校危機管理規程

(目的)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)における自然災害及び人為的原因による災害等の危機の防止及び発生時の対応(以下「危機管理」という。)に関し必要な事項を定め、もって本校の危機管理を総合的かつ計画的に推進し、教育研究活動の実施を確保することを目的とする。

(危機管理の基本原則)

第2条 危機管理は、次の基本原則に従って行わなければならない。

- (1) 本校の教職員、学生等及び本校を訪れる外来者の生命及び身体の安全を図ること。
- (2) 本校の財産の保全及び情報セキュリティの確保を図ること。
- (3) 本校の土地、建物その他工作物及び設備の防護、復旧に万全を期すること。
- (4) 本校の信頼性の確保を図ること。

(校長の責務)

第3条 校長は、本校全体の危機管理に関し総括するとともに、主事並びに専攻科、学科、共同利用施設及び事務部の長(以下「主事等」という。)を指揮監督する。

(主事等の責務)

第4条 主事等は、それぞれの所掌に係る危機管理について、連携して、必要な措置を講じなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、一致協力して危機管理に当たるとともに、校長及び主事等が実施する危機管理に関する措置に従わなければならない。

(連絡及び非常招集)

第6条 教職員は、危機情報を察知したときは、迅速に関係教職員に連絡しなければならない。

- 2 主事等は、危機が発生したとき又はそのおそれがあるときは、その規模及び程度に応じて、関係教職員を非常招集しなければならない。
- 3 前2項の連絡及び非常招集の方法等は、別に定める。

(危機管理対策本部)

第7条 校長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、危機管理を総合的に推進するため、危機管理対策本部を設置する。

- 2 危機管理対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

(関係機関との連携)

第8条 本校は、危機管理が総合的かつ有機的に実施されるよう、平素から関係行政機関、地方公共団体等と密接な連携を図るものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年12月25日から施行する。

- 1 制定番号 規程第61号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校教職員ネームプレート着用規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成18年4月1日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部 武治
- 5 改正理由 事務部の2課1室体制移行に伴い、規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校教職員ネームプレート着用規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 省略 (貸与)</p> <p>第3条 ネームプレートは、<u>総務課</u>において貸与する。</p> <p>第4条 省略 (亡失等届)</p> <p>第5条 教職員は、ネームプレートを亡失し、又は損傷した場合は、別紙様式によるネームプレート亡失等届を<u>総務課</u>に提出し、再交付を受けなければならない。 (返納)</p> <p>第6条 教職員が退職し、又は他の機関へ配置換、併任又は出向した場合は、速やかにネームプレートを<u>総務課</u>に返納しなければならない。</p> <p>第7条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は、平成18年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条及び第2条 同 左 (貸与)</p> <p>第3条 ネームプレートは、<u>庶務課</u>において貸与する。</p> <p>第4条 同 左 (亡失等届)</p> <p>第5条 教職員は、ネームプレートを亡失し、又は損傷した場合は、別紙様式によるネームプレート亡失等届を<u>庶務課</u>に提出し、再交付を受けなければならない。 (返納)</p> <p>第6条 教職員が退職し、又は他の機関へ配置換、併任又は出向した場合は、速やかにネームプレートを<u>庶務課</u>に返納しなければならない。</p> <p>第7条 同 左</p> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <hr style="width: 80%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/>

新	旧
<p>別表</p> <p>教員（非常勤講師を含む） 省 略</p> <p>職員（非常勤職員を含む）</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>背景は白地に水色と黄色のグラデーション 役職の標記例</p> <p>校長，事務部長， 課長，<u>地域連携・広 報室長， 課課長補佐， 課専門職員， 課 係長， 課主任， 課看護師， 課</u>，教育研究支援センター技術長，教育 研究支援センター第 技術班班長，教育研究 支援センター第 技術班主任，教育研究支援 センター第 技術班</p>	<p>別表</p> <p>教員（非常勤講師を含む） 同 左</p> <p>職員（非常勤職員を含む）</p> <p style="text-align: center;">（ 同 左 ）</p> <p>背景は白地に水色と黄色のグラデーション 役職の標記例</p> <p>校長，事務部長， 課長， <u>課専門員， 課専門職員， 課 係長， 課 係 主任， 課 係， 課 係 事務補佐員，学生課学生係看護師，教育研究 支援センター技術長，教育研究支援センター 第 技術班班長，教育研究支援センター第 技術班主任，教育研究支援センター第 技術班</u></p>

新	旧
<p>別紙様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>総務課長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">所属・職名 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">ネームプレート亡失等届</p> <p>ネームプレートを 亡失 しましたので，再交付して下さい 損傷 お願いします。</p> </div>	<p>別紙様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>庶務課長</u> 殿</p> <p style="text-align: center;">所属・職名 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">ネームプレート亡失等届</p> <p>ネームプレートを 亡失 しましたので，再交付して下さい 損傷 お願いします。</p> </div>

- 1 制定番号 規程第1号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校職員ネームプレート着用規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成19年2月27日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部 武治
- 5 改正理由 1)ネームプレートの様式及び記載事項について、改正手続きの簡素化を図るため。
2)その他規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校教職員ネームプレート着用規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 津山工業高等専門学校(以下「<u>本校</u>という。»)に勤務する教職員が着用するネームプレートの取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(着用義務)</p> <p>第2条 教職員は、本校内で勤務中は、学生等教職員以外の者に対し教職員であることを明示するため、原則として_____ネームプレートを着用しなければならない。</p> <p>第3条～第5条 省略</p> <p>(返納)</p> <p>第6条 教職員が退職し、又は他の機関へ<u>転出</u>、併任又は出向した場合は、速やかにネームプレートを総務課に返納しなければならない。</p> <p>(着用の特例)</p> <p>第7条 _____教職員以外の者で校長が特に必要があると認めるときは、この規程を準用して着用させることができる。</p> <p>(様式及び記載事項等)</p> <p>第8条 <u>ネームプレートの様式及び記載事項等については、別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u></p> <p>別 表 削 除 別紙様式 省 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 津山工業高等専門学校_____に勤務する教職員が着用するネームプレートの取扱いについては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(着用義務)</p> <p>第2条 教職員は、本校内で勤務中は、学生等教職員以外の者に対し教職員であることを明示するため、原則として<u>別表に定める</u>ネームプレートを着用しなければならない。</p> <p>第3条～第5条 同 左</p> <p>(返納)</p> <p>第6条 教職員が退職し、又は他の機関へ<u>配置換</u>、併任又は出向した場合は、速やかにネームプレートを総務課に返納しなければならない。</p> <p>(着用の特例)</p> <p>第7条 <u>別表に掲げる</u>教職員以外の者で校長が特に必要があると認めるときは、この規程を準用して着用させることができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>別 表 省 略 別紙様式 同 左</p>

- 1 制定番号 規程第2号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校^の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成19年2月27日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部 武治
- 5 改正理由 1)単位認定試験の実施範囲及び受験資格を明確にするため。
2)その他規程の整備を図るため。

津山工業高等専門学校の学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>第6条 単位認定試験は、<u>学年成績の評価の結果、未修得科目を有しながら進級した者について行う。</u></p> <p>第7条～第11条 省略</p> <p>第12条 校長は、学年成績が60点以上の科目について、その点数を得た者が第15条の規定に該当する場合を除き、当該科目の修得を認定する。</p> <p>2 選択科目（自発的学習科目、学外実習A及び学外実習Bを除く。）の単位の認定は、教務委員会で行う。</p> <p>3 選択科目（自発的学習科目を除く。）のうち、<u>課程修了のための認定</u>単位数は、一般科目については4単位以内、専門科目については、学外実習A及び学外実習Bを含む6単位以内とする。</p> <p>第13条～第15条 省略</p> <p>第16条 原級留置の決定を受けた者は、その年度において履修した科目の全科目を修得しなかったものとし、当該学年における所定の科目をすべて再履修するものとする。ただし、選択科目及び第3学年以上の必修科目（特に指定された科目を除く。）については、<u>第12条の規定にかかわらず</u>評点が70点以上の科目に限り当該学年で履修し修得したものとみなし、再履修を免除する。</p>	<p>第1条～第5条 同左</p> <p>第6条 単位認定試験は、<u>第17条第1項に該当する者について、年2回行う。</u></p> <p>第7条～第11条 同左</p> <p>第12条 校長は、学年成績が60点以上の科目について、その点数を得た者が第15条の規定に該当する場合を除き、当該科目の修得を認定する。</p> <p>2 選択科目（自発的学習科目、学外実習A及び学外実習Bを除く。）の単位の認定は、教務委員会で行う。</p> <p>3 選択科目（自発的学習科目を除く。）のうち、<u>教務委員会が認定できる</u>単位数は、一般科目については4単位以内、専門科目については、学外実習A及び学外実習Bを含む6単位以内とする。</p> <p>第13条～第15条 同左</p> <p>第16条 原級留置の決定を受けた者は、その年度において履修した科目の全科目を修得しなかったものとし、当該学年における所定の科目をすべて再履修するものとする。ただし、選択科目及び第3学年以上の必修科目（特に指定された科目を除く。）については、<u>_____</u>評点が70点以上の科目に限り当該学年で履修し修得したものとみなし、再履修を免除する。</p>

新	旧
<p>2 前項ただし書きの規定は、当該学生が免除された科目の再履修を妨げるものではない。なお、当該学年で免除された科目を再履修した者の当該科目の学年成績については、前年度の成績と再履修の結果得た成績と比較して、上位の成績をもってこれに充てるものとする。</p> <p>第17条 <u>第6条に該当する者</u>については、自発的学習科目以外の選択科目を除き、単位認定試験を受けることができる。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 <u>単位認定試験は、当該科目を履修した学年の次の学年及びその次の学年に限り、受けることができる。</u></p> <p>3 <u>単位認定試験は、期日を定めて年2回行う。但し、自発的学習科目については、課題の合格をもって試験におきかえることもできる。</u></p> <p>4 単位認定試験の結果合格した科目の単位は、当該科目を履修した学年の単位として、修得累計単位数に加算する。</p> <p>5 単位認定試験の結果合格した科目の学年成績の評価は、60点とみなす。</p> <p>第18条及び第19条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2 前項ただし書きの規定は、当該学生が免除された科目の再履修を妨げるものではない。なお、当該学年で免除された科目を再履修した者の当該科目の学年成績については、前年度の成績と再履修の結果得た成績と比較して、上位の成績をもってこれに充てるものとする。</p> <p>第17条 <u>学年成績の評価の結果、未修得科目を有しながら進級した者</u>については、自発的学習科目以外の選択科目を除き、単位認定試験を受けることができる。</p> <p><u>(1) 必修科目（自発的学習科目を除く。）については、当該科目を履修した学年の次の学年に限る。</u></p> <p><u>(2) 自発的学習科目については、当該科目を履修した学年の次の学年及びその次の学年に限る。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 単位認定試験の結果合格した科目の単位は、当該科目を履修した学年の単位として、修得累計単位数に加算する。</p> <p>3 単位認定試験の結果合格した科目の学年成績の評価は、60点とみなす。</p> <p>第18条及び第19条 同 左</p> <hr/> <hr/>

- 1 制定番号 規程第3号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校学外実習実施規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成19年2月27日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部 武治
- 1 改正理由 修得単位の認定に必要な履修（実習）時間を明確にするため。

津山工業高等専門学校学外実習実施規程の一部改正新旧対照表

新	旧
第1条～第8条 省略 第9条 学科主任は、次により実習の成果を評価し、単位の認定を評価し、単位認定を行うものとする。 (1) 実習の単位は、実習機関における <u>1日の履修時間の上限を8時間とし、30時間以上をもって1単位、60時間以上をもって2単位とする。</u> (2) 省略 第10条～第14条 省略 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u>	第1条～第8条 同 左 第9条 学科主任は、次により実習の成果を評価し、単位の認定を評価し、単位認定を行うものとする。 (1) 実習の単位は、実習機関における <u>履修1日を6時間と換算し、5日間(30時間)以上をもって1単位、10日間(60時間)以上をもって2単位とする。</u> (2) 同 左 第10条～第14条 同 左 _____ _____

津山工業高等専門学校細則第1号

津山工業高等専門学校危機管理細則を次のように定める。

平成19年1月17日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

津山工業高等専門学校危機管理細則

(目的)

第1条 この細則は、津山工業高等専門学校危機管理規程（平成18年規程第60号）を実施するため、必要な細目等を定めることを目的とする。

(非常招集)

第2条 津山工業高等専門学校危機管理規程第6条第3項に定める非常招集の方法は、原則として、津山工業高等専門学校緊急連絡網による。

(危機管理対策本部)

第3条 津山工業高等専門学校危機管理規程第7条第2項に定める危機管理対策本部は、次の者で構成する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事，学生主事及び寮務主事
- (3) 専攻科長
- (4) 事務部長

(5) その他校長が必要と認めた者

- 2 危機管理対策本部の場所は，会議室とする。
- 3 危機管理対策本部長は，校長をもって充てる。
- 4 危機管理対策本部長に事故があるときは，教務主事がその職務を代行する。

(学生及び教職員への情報提供)

第4条 危機管理対策本部は，学生及び教職員に対し，必要な情報を速やかに提供するよう努めるものとする。

(記者会見等)

第5条 記者会見等の広報を行う必要が生じた場合は，次のとおり行う。

- (1) 記者会見の場所は，友朋会館特別会議室とする。
- (2) 記者会見は，校長が行い，必要に応じ，関係者が陪席する。
- (3) 記者会見は，できる限り書面により行うものとする。
- (4) 記者会見の設定，司会，進行等は，地域連携・広報室が行う。
- (5) 記者会見を行った場合は，記者会見終了後速やかに本校のホームページにその内容を掲載するものとする。

附 則

この細則は，平成19年1月17日から施行する。

人事異動

個人情報を含むため公開せず。

主要日誌

- 12月4日 外部評価点検委員会
5日 教員会議
6日 年金セミナー（4年生）
8日 専攻科(拡大)運営委員会
11日 入寮説明会
12日 教育課程検討特別委員会，産学連携推進委員会，寮務委員会，交換寮生報告会
14日 主事会議，寮生指導者研修会，寮務委員と寮生会との懇談会
15日 外部評価点検委員会，寮一斉清掃
18日 専攻科運営委員会，安全衛生委員会
20日 学生生活委員会
22日 閉寮
25日 運営会議，教育課程検討特別委員会
26日 教務委員会
28日 仕事納め
- 1月4日 仕事始め
5日 主事会議
8日 開寮
9日 教育課程検討特別委員会，専攻科運営委員会
10日 将来構想委員会
16日 教員会議，臨時運営会議
19日 平成18年度課外活動指導教員連絡会議，寮務委員会
19日～21日 第14回（平成18年度）コンピュータフェスティバル（徳山）
22日 外部評価点検委員会
23日 平成19年度推薦入学試験，学生生活委員会，学術情報委員会
24日 教務委員会，産学連携推進委員会
25日 入学試験委員会
26日 教育課程検討特別委員会
29日 主事会議，防火対策委員会
30日 運営会議，学生総会
31日 福利厚生委員会（レクリエーション関係），寮生総会
- 2月1日 将来構想委員会
5日 教務委員会，退寮説明会・卒業（予定）寮生との懇談会
6日 教員会議
13日 教育課程検討特別委員会，産学連携推進委員会，寮務委員会
14日 将来構想委員会
18日 平成19年度学力選抜入学試験
19日 外部評価点検委員会
20日 専攻科運営委員会，教務委員会，学生生活委員会
22日 入学試験委員会，教育課程検討特別委員会
26日 教職員ソフトバレーボール大会
27日 主事会議，運営会議，安全衛生委員会
28日 臨時教員会議

- 3月1日 将来構想委員会，寮一斉清掃
- 2日 教職員ボウリング大会
- 2～3日 留学生工場見学
- 6日 教員会議，教務委員会
- 7日 臨時教員会議，専攻科運営委員会
- 13日 教育課程検討特別委員会，産学連携推進委員会
- 14日 卒業式・専攻科修了式
- 15日 将来構想委員会，専攻科運営委員会，学生生活委員会，寮務委員会
- 16日 臨時教員会議，運営会議
- 17日 平成18年度後援会役員会，北辰寮後援会役員会
- 19日 学術情報委員会
- 20日 閉寮，入寮説明会
- 21日 教務委員会
- 23日 教育課程検討特別委員会
- 23日～24日 第28回中国地区高等専門学校文化連盟美術部合同展示会（津山）
- 27日 有識者懇話会
- 29日 教育課程検討特別委員会
- 30日 退職者に係る永年勤続者表彰式及び感謝状贈呈式，退任式・離任式

諸 報

J S E C 2 0 0 6 優 秀 賞 受 賞

12月1日（金），情報工学科3年の井上昌樹君と山本裕子さんは，朝日新聞社の主催する「第4回ジャパン・サイエンス&エンジニアリング・チャレンジ」で優秀賞を獲得した。J S E Cとは，日本の高校生を対象とした高校生の科学技術研究コンテストのことで，井上君と山本さんの研究は，10月の論文審査を勝ち抜き，12月1日の最終審査で優秀賞に輝いた。2名は平成19年5月にアメリカで開催されるI S E F 2 0 0 7（国際科学技術研究コンクール）のレポーターとして派遣される。

またこの業績が認められ，国立高等専門学校機構からも併せて表彰されることになった。

年 金 セ ミ ナ ー

12月6日（水），講師に社会保険庁岡山社会保険事務局年金課の三宅通明氏を招き，4年生を対象とした年金セミナーを開催した。この講座は，最近，若年層に国民年金未納者が増加していることから専門の講師による講演を通じて，国民年金制度に対する理解を深めてもらうことを目的として昨年に続き3回目の開催となり，参加した学生は，新聞やニュースなどで頻繁に取り上げられている年金問題を題材とした講演ということもあり熱心に聴講した。

学 生 募 集（専攻科後期学力入試）

12月8日（金）本校において，平成19年度専攻科後期学力入学者選抜試験を実施し，選抜の結果，12月13日次のとおり合格者を発表した。（志願・合格状況は次のとおり）

志願者数 5名

（機械・制御システム工学専攻3名，電子・情報システム工学専攻2名）

合格者数 5名

（機械・制御システム工学専攻3名，電子・情報システム工学専攻2名）

学生募集（本科推薦入試）

1月23日（火）本校において、平成19年度本科推薦入学者選抜試験を実施し、選抜の結果、1月29日次のとおり合格内定者を発表した。

（志願・合格内定状況は次のとおり）

志願者数 100名

（機械 = 29名，電気電子 = 25名，電子制御 = 18名，情報 = 28名）

合格内定者数 72名

（機械 = 18名，電気電子 = 18名，電子制御 = 18名，情報 = 18名）

第6回日本情報オリンピック

2月12日（月），国立オリンピック記念青少年総合センターで行われた「第6回日本情報オリンピック」の本戦に情報工学科2年の山下晃弘君が出場した。その結果，成績優秀者（銀賞）に輝き，3月19日から25日までオリンピック記念青少年総合センターで行われる合宿研修に招待され，今後の飛躍が期待される。

第3回FD研修会

2月15日（木）15時30分から合併教室において，本年度第3回FD研修会（テーマ＝「内外から見た津山高専」）を開催した。

今回は，津山高専のアドミッション・アドバイザーである金田理平氏から，県内中学校をくまなく訪問して得られた中学校側から見た津山高専への要望，意見等についての報告，また，本年度茨城高専から「高専間交流教員」として派遣されている情報工学科助教授滝沢陽三教員から，茨城高専と津山高専の授業・学生指導等を比較した貴重な意見・感想等について報告があり，今後の学生募集並びに学生教育に必要な意見交換も含めた意義深い研修会であった。

学生募集（本科学力入試）

2月18日（日）本校において，平成19年度本科学力による入学者選抜試験を実施し，選抜の結果，2月27日次のとおり推薦合格内定者を含む合格者を発表した。

（志願・合格状況は次のとおり・・・ 内は推薦合格内定者を含む）

志願者数 129名

（機械 = 44名，電気電子 = 23名，電子制御 = 28名，情報 = 34名）

合格者数 103名

（機械 = 26名 43名 ，電気電子 = 25名 43名 ，電子制御 = 26名 44名 ，情報 = 26名 44名 ）

第4回FD研修会

2月23日（金）13時30分から合併教室において第4回FD（テーマ＝「学生に自学自習を促す学習指導と成績評価方法」）研修会を開催した。

8名の教員から，一般科目を含む各学科4，5年生で開設した「学修単位科目の取り組みとその成果の評価」並びに「低学年での自宅学習の取り組み」及び「数学・英語基礎補習の追跡調査結果」について報告があり，質疑応答も含めた意見交換は，今後の学生教育に意義深い研修会であった。

教職員のレクリエーション行事について

平成18年度教職員のレクリエーション行事として，2月26日（月），第2体育館でソフトバレーボール大会が実施され，教職員の親睦が深められた。

教職員のレクリエーション行事について

平成18年度教職員のレクリエーション行事として、3月2日(火)、市内ボウリング場で参加者26名によりボウリング大会が実施され、白熱した好ゲームが繰り広げられた。2ゲーム合計の成績は次のとおり。

- 1位 学生課 竹本 瞭 市
- 2位 総務課 大倉 壽 夫
- 3位 総務課 山本 裕美子

留学生実地見学

3月2日(金)～3日(土)に4年生留学生6名・チューター5名・引率者2名の計13名が参加して、1日目は株式会社森精機製作所伊賀事業所を見学し2日目は奈良市内を見学した。先端技術施設の見学と奈良市内見学を通じて日本の科学・文化に対する理解を深めることができた。

卒業式・専攻科修了式

本校の平成18年度卒業式・専攻科修了式が3月14日(水)午前10時30分から津山市山下の津山文化センターで挙行された。卒業者数及び専攻科修了者数は次のとおり。

卒業生	機械工学科	35名
	電気工学科	40名
	電子制御工学科	41名
	情報工学科	39名
	計	155名

修了生	機械・制御システム工学専攻	11名
	電子・情報システム工学専攻	11名
	計	22名

平成18年度卒業生・修了生の優秀賞等の表彰

3月14日(水)午前10時30分から、津山文化センターで挙行された平成18年度卒業式・修了式において、下記学生に対し、校長から優秀賞、社団法人日本機械学会畠山賞、電気・情報関連学会中国支部賞、軽金属学会中国四国支部奨励賞を、桑山津山市長から箕作賞受賞者に、それぞれ賞状と副賞が授与された。

[本科]

賞	機械工学科	電気工学科	電子制御工学科	情報工学科
優秀賞	前田 克史	大内 直斗	藤原 正浩	中力 雅人
箕作賞	小林 哲也	三宅 泰史	山崎 祥弘	山川 紀大
畠山賞	山本 真也	-	岡田 啓	-
電気・情報関連学会 中国支部賞	-	松岡 弘憲	森岩 正博	福永 行洋
軽金属学会 中国四国支部奨励賞	星野 智道	-	-	-
特別表彰	アグチバヤル・アマルサナー			

【専攻科】

賞	機械・制御システム工学専攻	電子・情報システム工学専攻
箕作賞	西村 昇千	古林 佑介

文献情報検索システム講習会

3月19日(月)13時30分から本校総合情報センター(基礎情報演習室)において、JST(独立行政法人科学技術振興機構)から講師を派遣していただき文献情報検索システム(JDream)講習会を開催した。

平成18年度国立高等専門学校機構在外研究員

所属・職名 機械工学科 助手
氏名 加藤 学
派遣期間 平成19年3月22日～平成20年3月21日
派遣国 アメリカ合衆国
派遣先機関 カリフォルニア工科大学
研究課題 高分子融液の流動誘起結晶化現象に関する研究

第28回中国地区高等専門学校文化連盟美術部合同展示会

3月23日(金)・24日(土)の2日間、津山市林田の「京御門茶室画廊」で中国地区5高専参加による美術部合同展示会を開催した。各校から持ち寄った力作が展示され、一般市民や津山城東ひがしまちを散策する観光客が熱心に見入っていた。また、前日は5高専から参加した学生や引率教員による会議が開催され、協議題や各校の活動状況を討議した。

有識者懇話会

3月27日(火)、会議室において平成18年度有識者懇話会を実施した。本懇話会は、本校の教育研究、学生支援・指導、地域連携及び管理運営等に関して現況報告を行い評価を願うと共に指導や助言を受けるものである。大学、行政、産業界、地区中学校長会長、同窓会長からなる8名の委員のうち、7名が出席した。

当日は、校長挨拶、出席者紹介、日程説明の後、前年度に引き続き稲葉英男岡山大学副学長に座長を依頼し、本校の現状説明を行った。続いて、外部委員と本校出席者との間で活発な質疑応答が行われ、外部委員から学科改革を含む志願者確保対策等について多くの助言を受けた。

退職者永年勤続者表彰式及び感謝状贈呈式

独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則第2条第1項第2号の規定に基づき、永年勤続者表彰式が平成19年3月30日(金)会議室において行われ、校長から被表彰者に対し表彰状及び記念品が授与された。

また、併せて津山工業高等専門学校退職者への感謝状の贈呈に関する要項第3項の規定に基づき、感謝状贈呈式が行われ、校長から対象者に対し感謝状及び記念品が授与された。

永年勤続者表彰式 柴田政勝(機械工学科教授)
大西輝尚(情報工学科教授) 研修のため欠席
曾田庄一(電気電子工学科助教授)
鷲田廣行(学生課技術専門員)
板谷憲治(学生課技術専門職員)
西 彰 矩(学生課技術専門職員)

感謝状贈呈式 赤堀 登美子(学生課技能補佐員)

共同研究

- 1 研究題目 有限要素法によるデバイスストレスのシュミレーション
共同研究員 株式会社三社電機製作所 土江康男, 藤田文雄, 山田茂男, 中村泰美
本校担当者 機械工学科 教授 柴田政勝
経 費 100,000円
研究期間 平成18年12月11日~平成19年3月31日
- 2 研究題目 A1/Mo/Ni/Au多層電極のオーバーエッチングの原因追及とその対策
共同研究員 株式会社三社電機製作所 土江康男, 苺谷英司, 福井研治, 前田真二
本校担当者 電気電子工学科 教授 伊藤國雄
経 費 100,000円
研究期間 平成18年12月11日~平成19年3月31日

寄附金

寄 附 者 片山工業株式会社
寄附の目的 長井 聡の研究助成
寄附年月日 平成18年12月22日
寄 附 金 額 150,000円

寄 附 者 株式会社ソフィア
寄附の目的 寺元 貴幸の教育研究助成
寄附年月日 平成19年3月14日
寄 附 金 額 100,000円

寄 附 者 株式会社アグネ技術センター
寄附の目的 奥山 圭一の研究助成
寄附年月日 平成19年3月20日
寄 附 金 額 100,000円

寄 附 者 津山高専技術交流プラザ
寄附の目的 プラザ企業と高専との連携促進
寄附年月日 平成19年3月20日
寄 附 金 額 200,000円

寄 附 者 津山高専技術交流プラザ
寄附の目的 寺元 貴幸の教育研究助成
寄附年月日 平成19年3月26日
寄 附 金 額 30,000円

工事関係

津山工業高専寄宿舎(第4寮)鋼製建具改修工事
平成18年11月29日(水)着工
平成19年 3月20日(火)完了

発 行 津山工業高等専門学校 発行年月日 平成19年5月22日
